

# **放置艇対策の基本方針**

**～ 秩序ある水域利用の実現に向けて～**

**令和 4年 3月 15日**

**岡山県プレジャーボート対策推進会議**

## 目次

1 策定の趣旨	・・・ p. 1
2 基本方針の目指すべき姿	・・・ p. 3
3 対策の基本的な考え方	・・・ p. 3
4 今後の対策の進め方	・・・ p. 3
5 基本方針の対象船舶	・・・ p. 4
6 基本方針の骨子（対策の方向性）	・・・ p. 6
7 放置艇解消に向けた取組スケジュール（案）	・・・ p. 15

## 【語句の定義・解説】\*\*\*\*\*

「放置艇」とは、

港湾・漁港・河川の公共用水域や普通（一般）海域、その周辺の陸域において継続的に係留等されている船舶のうち、法律、条例等に基づき水域等の管理者により認められた施設や区域以外の場所に、正当な権原に基づかず係留等されている船舶のこと、または、水域等の管理者の認めた施設や区域に係留等されているが、施設使用許可等の手続きを経ずに不正に係留等している船舶のことをいう。

なお、河川においては、河川管理者の許可に基づかず河川区域内に係留等している船舶は不法係留船であり、河川法に基づく強制的な撤去措置の対象となるものである。

また、桟橋、係船環、杭等の係留施設を許可なく設置することも河川法違反であり、撤去措置の対象となる。

(参考) 河川法 条文要旨

第24条 … 河川区域内の土地を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

第26条 … 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

「プレジャーボート」とは、

モーターべート・ヨット類、遊漁船等、海洋性レクリエーションに使用される小型船舶のことをいう。

\*\*\*\*\*



放置艇



許可艇

## 1 策定の趣旨

本県は、静穏な瀬戸内海に面し、温暖な気候にも恵まれた、海洋性レクリエーションの適地であることから、国が取りまとめた平成30年度プレジャーボート全国実態調査では、広島県に次いで全国第2位となる約8,200隻が確認されており、このプレジャーボートは、これまで、特色ある魅力的な地域の形成に一定の役割を果してきたところである。

一方で、適切な場所に係留・保管されていないプレジャーボートを中心とした放置艇が多数存在し、荒天時の転覆等による油の流出や景観の悪化、船舶航行の障害、河川における円滑な流れの阻害などが発生し、様々な問題が生じている。所有者の高齢化が進む中で、今後、適切な管理がなされないまま所有者が不明となる放置艇の増加による問題の深刻化が懸念されている。

本県では、マリンレジャーに適した水辺空間等の恵まれた地域資源を活かした産業を活性化する観点からも、この放置艇に関する諸問題を解消し、水域等の利用について適切な管理を行うことにより、さらに魅力的な地域の形成を図っていくことが望まれる。

そのため、平成3年に「プレジャーボート対策要綱」を制定し、放置艇対策に取り組んできたが、期待する効果は得られていない。放置艇対策の取組においては、放置されているプレジャーボートについて、所有者が、自らの責任で、適正な保管場所を確保し適切に管理すること、ならびに、不要となった場合に適正に処分することが重要であり、今後、そのための環境整備や取組の強化が必要となっている。

これまで国では、各水域等の管理法令を改正するなど、放置艇対策の実施に向けた環境を整えてきた。平成25年5月に公表した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」では、令和4年度末までに全国の港湾・漁港・河川の三水域において、放置艇をゼロ隻とするとともに、新たな放置艇発生の未然防止を図ることを目標として掲げている。

また、令和3年3月に国が公表した「プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について」では、地域の実情等を踏まえ、保管場所の確保や規制措置などの対策を適宜組み合わせた、実効性の高い放置艇対策の推進に取り組む方針が示されたところである。

放置艇が確認されている港湾・漁港・河川といった水域や海岸ごとに管理法令や管理主体、管理担当部署が異なるが、対策の実効性と公平性を全県的に確保する観点から、各管理主体が相互に連携をとりながら、統一的な方針のもと地域の実情にも配慮しながら適切に対処することが望まれる。

このため、水域の適正な利用や船舶の安全な航行に向け、岡山県下の港湾・漁港・河川等の連続する水域、海岸において、所有者による船舶の係留保管等の適正化を促し、秩序ある水域利用の実現を目指して、水域管理者等の関係機関が一体となつた「岡山県プレジャーボート対策推進会議」において、各関係者が連携して取り組むべき放置艇対策の基本的な方向性を示す基本方針を策定するものである。

## 【 プレジャーボート対策の現状と課題 】

### ◆ 背景

#### F R P 船の普及

- ・金属製や木製よりも  
頑丈で耐久性が高い

#### 要綱策定から約 30 年が経過

- ・実効性のある対策となっていない
- ・広島県で新たな取組が進行

#### 社会経済情勢の変化

- ・所有者が高齢化
- ・予算や体制が縮小

### ◆ 現状

#### 放置艇数が多い

- ・適正に係留保管等をしていない所有者が多い
- ・所有者の自己勝手や都合で放置されている



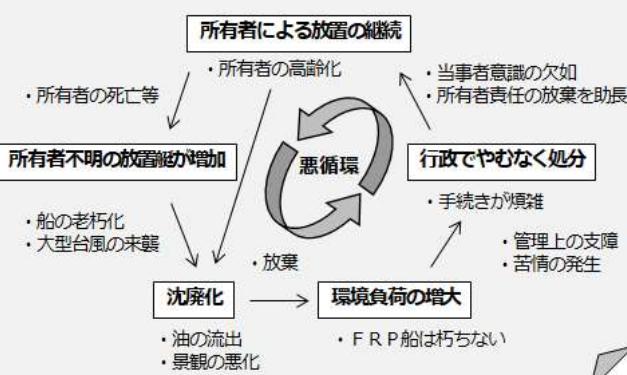
#### 【 放置の状況 】

- 所有者自ら、  
・比較的静穏で余裕のある水域を選択
- ・桟橋、係船環・杭等の係留設備を無許可で設置

↓ 一部では、  
荒天時の転覆等による油の流出や景観の悪化、  
河川における円滑な流れの阻害などが発生

#### ◇ 予測されている深刻な事態

#### 行政経費の増大



\* 「F R P」とは、ガラス繊維で補強された強化プラスチック

### ◆ 課題

#### 放置艇数の多さ

- ・対策実施に費用とマンパワーが必要

#### 4つの政策的な課題

と  
3つの根本的な課題 に大別

#### 収容能力の不足

- ・どのように向上させていくか

+

#### 法的規制の未実施

- ・どのように規制を導入していくか

+

#### 係留保管場所の把握

- ・どうしたら効率的に把握できるか

+

#### 廃船処理経費の低減

- ・どのようにして経費を抑えるか

平成30年度 プレジャーボート全国実態調査結果（隻数）

[単位：隻]

	平成30年度調査結果		前回（平成26年度）調査結果	
	プレジャーボート総数	左のうち放置艇数	プレジャーボート総数	左のうち放置艇数
全 国	160,236	70,191	177,516	87,536
岡 山 県	8,256	5,217	9,184	6,164

平成30年度 プレジャーボート全国実態調査結果（都道府県別順位）

[単位：隻]

	1位	2位	3位	4位	5位
プレジャーボート総数	広島県 14,307	岡山県 8,256	兵庫県 7,421	神奈川県 7,212	静岡県 6,909
放 置 艇 数	広島県 10,687	岡山県 5,217	愛媛県 5,151	大分県 4,252	長崎県 3,115

## **2 基本方針の目指すべき姿**

県内の港湾・漁港・河川等の連続する水域、海岸において、所有者による係留保管等の適正化が図られ、放置されている船舶がゼロ隻となり、秩序ある水域利用が実現している状態が基本方針の目指すべき姿である。

## **3 対策の基本的な考え方**

所有者等の行動変容を促していくため、この基本方針に基づいて、水域管理者等の関係者が、「収容能力の向上」と「規制の強化」をはじめとした環境整備や取組の強化を進めるとともに、「所有者等の意識啓発」に継続して取り組んでいく。

また、民間事業者等の関係者は、行政機関の取組と協調・協働し、課題解決に向けて、できることから協力して取り組んでいく。

## **4 今後の対策の進め方**

水域の適正な利用の実現に向け、水域管理者等の関係者は、この基本方針に沿って、放置等禁止区域を指定するなど、それぞれの水域で「放置艇対策」の取組を着実に進める。

また、対策を行う際には「岡山県プレジャーボート対策推進会議」の枠組みを活用し、関係者間で情報を共有するなど、取組の連携を図っていく。

## 5 基本方針の対象船舶

この基本方針では、県内の港湾・漁港・河川等の連続する水域、海岸において、秩序ある水域利用の実現を目指しており、みだりに※<sup>1</sup>捨て※<sup>2</sup>、又は放置※<sup>3</sup>される全ての船舶※<sup>4</sup>を対象としている。

次頁に、この基本方針における主な対象船舶の船種について整理する。

### 【語句の定義・解説】\*\*\*\*\*

※1 「みだりに」とは、

正当な権原又は社会通念上の正当な理由に基づかない場合をいう。

※2 「捨て」とは、

占有を放棄する意思で物件を廃棄することをいう。

※3 「放置」とは、

所有者等が乗船しておらず、直ちに移動できないような状態で水面に係留されている船舶などは、放置された船舶に該当するほか、例えば次のような場合は「みだりに」行う「放置」行為に該当すると解される。(港湾区域の例)

- ① 本来、港湾管理者より使用許可（港湾法第十二条第一項第四号の二又は第五号に基づく規制）を得て使用すべき公共係留施設等に、同許可を得ることなく船舶を係留している場合
- ② 本来、係留されることが想定されていない港湾施設（防波堤、護岸等）その他の施設（橋脚、ガードレール等）に船舶を係留している場合  
(ただし、目的外使用の許可を得て、暫定的な係留のために供する場合を除く。)
- ③ 港湾法上の水域占用（港湾法第三十七条第一項第一号）又は係留施設の建設・改良（同条同項第三号）の許可を得ることなく違法に設置された係留施設（係留杭や係船浮標等）に船舶を係留している場合
- ④ 指定された錨地等以外の本来停泊されることが予定されていない水域に船舶を停泊させている場合

※4 「船舶」とは、

浮揚力を利用する構造物をもって、貨物や人を積載し、自航、非航を問わず水面を移動するために用いられるものをいう。

\*\*\*\*\*

## < 基本方針の主な対象船舶 >

下表のうち、みだりに捨て、又は放置されている船舶

船 種		概 要
大区分	小区分	
プレジャー ボート	モーターボー ト・ヨット類	「小型船舶の登録等に関する法律」の第二条で定義 される船舶（総トン数 20 トン未満の船舶）
	遊漁船	「遊漁船業の適正化に関する法律」の第二条で定義 される船舶
漁船	—	「漁船法」の第二条で定義される船舶

【(参考) 関係法令抜粋】\*\*\*\*\*

### 小型船舶の登録等に関する法律

**第二条** この法律において「小型船舶」とは、総トン数二十トン未満の船舶のうち、日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）又は日本船舶以外の船舶（本邦の各港間又は湖、川若しくは港のみを航行する船舶に限る。）であって、次に掲げる船舶以外のものをいう。

- 一 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項に規定する漁船
- 二 ろかい又は主としてろかいをもって運転する舟、係留船その他国土交通省令で定める船舶

### 遊漁船業の適正化に関する法律

**第二条** この法律において「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場（海面及び農林水産大臣が定める内水面に属するものに限る。以下同じ。）に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。

- 2 この法律において「遊漁船」とは、遊漁船業の用に供する船舶をいう。  
(後略)

### 漁船法

**第二条** この法律において「漁船」とは、左の各号の一に該当する日本船舶をいう。

- 一 もつばら漁業に従事する船舶
- 二 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
- 三 もつばら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
- 四 もつばら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの

(後略)

\*\*\*\*\*

## 6 基本方針の骨子（対策の方向性）

### I. 収容能力の向上

現在、県内の放置艇数に対して、収容能力は大幅に不足しているため、保管場所の収容能力を向上させる必要がある。このため、係留保管施設の整備を推進とともに、防波堤・船だまり・護岸など、既存施設の静穏域を活用した簡易な係留保管施設を設置することや、水域等を管理する立場から支障がない範囲でプレジャーボートの係留を認めることで、収容能力を確保する。

#### ● 支障がない静穏な水域の利活用

##### ・ 簡易型護岸等係留方式の施設認定等

放置艇が一定程度集積している場所は、静穏な水域であり、比較的係留条件が良い。そのため、水域等を管理する立場から、そのような場所を簡易型護岸等係留方式の小型船舶係留施設として認定・管理していくことが適当と判断できる場合については、指定告示などの必要な手続きを順次行っていく。

また、当該箇所に係留を希望する放置艇の所有者に対して、個別に施設の使用を許可して使用料を徴収し、許可艇への転換を図っていく。

なお、現在、料金設定のない簡易型護岸等係留方式については、使用料を検討するほか、係船設備が整っていない場合には、係船環等の整備を行う。

##### ・ 水域等占用許可（団体としての共同利用）の促進

水域等を管理する立場から支障がない場所に無許可で桟橋等を設置して係留等されている場合などについては、水域利用の公平性を確保するため、水域占用許可（団体としての共同利用）を促進して、許可艇へと転換させていく。

具体的には、放置艇の所有者から無許可で設置している桟橋、係船環等の係留設備届出と併せて、水域占用を申請（一部陸域を含む占用の場合には、施設の占用申請も合わせて提出）してもらい、それを許可する。

また、申請時には、係留船舶を示す書類、利用団体の名簿等を提出してもらい、水域等の管理に必要な係留船舶と所有者などの情報を収集する。

#### ● 既存ストックの有効活用

##### ・ 小型船舶係留施設の長寿命化・簡易型化

既存の小型船舶係留施設については、予防保全型の維持管理へ転換するとともに、施設のスペックの見直しを通じて効率的な管理が可能となる係留施設へ再編するなど、戦略的なストックマネジメント<sup>※5</sup>を推進する。

また、施設の修繕・更新に併せて、順次、係留方式の簡易型化を進めいくとともに、需要の変化に対応するため、受入可能サイズの大型化などについても検討する。

## ・余裕水域、遊休地、死水域の有効活用

余裕水域<sup>※6</sup>、遊休地については、民間マリーナの資金・ノウハウを活用し、新たな収容施設などとして有効に活用する方策を積極的に検討する。

また、河川区域内に設置される船舶係留・保管施設は、洪水の流下しない区域（死水域<sup>※7</sup>や遊水池を含む）に設置されることが望ましいことから、船舶受入先として活用できると思われる既存の施設（船だまり<sup>※8</sup>）について、簡易型護岸等係留方式の施設などとして有効に活用することを検討する。

具体的には、これまで陸上保管を原則としてきた民間マリーナに対し、特に、放置艇解消に余裕水域や死水域が有効活用できる場合には、水上保管（水域占用）を許可するなど占用許可基準の変更を検討するとともに、管理能力、責任能力を有する者による占用を促進するため、必要な公募の条件等を検討する。

## ・専門人材の活用促進

既存の小型船舶係留施設をはじめとする収容施設の管理運用については、専門の技術とノウハウを有する民間事業者等の人材活用を積極的に検討する。

具体的には、ある程度まとまったエリアで、公募による民間委託、指定管理者制度の導入や、管理事務所における専門家による研修の開催などを検討する。

### 【語句の定義・解説】\*\*\*\*\*

※5 「ストックマネジメント」とは、

施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理することをいう。

※6 「余裕水域」とは、

静穏であり、かつ、水域等を管理する立場から支障がないにもかかわらず、利用されていない水面が一定程度の広さでまとまっている水域をいう。

※7 「死水域」とは、

河川において、洪水の流下に影響のない水域をいう。

※8 「船だまり」とは、

風波を避けて船が停泊する所をいう。

\*\*\*\*\*

## ● 民間事業者等との協調・協働

### ・ 民間マリーナへの誘導

日本小型船舶検査機構(JCI)岡山支部に登録されている小型船舶のうち、総トン数5トン未満の割合は、全体登録数の約97%を占めており、これまでの本県におけるプレジャーボート対策の取組も総トン数5トン未満の小型船舶を対象としてきた。

今後の取組においても、この方針を継続し、水域等管理者（公共）による係留施設や収容能力の向上に向けた取組については、原則、総トン数5トン未満の小型船舶を対象とする。

また、収容能力向上対策の実施にあたっては、既存の小型船舶係留施設や民間マリーナへの誘導を基本とし、総トン数5トン以上の小型船舶については、原則、民間マリーナへ誘導する。

### ・ 民間事業者等の参画促進

収容施設の整備や管理運用にあたっては、厳しい財政状況であることから、PFI<sup>※9</sup>の導入を検討するなど、民間事業者等と協調・協働し、効率化を図っていく。

【語句の定義・解説】\*\*\*\*\*

※9 「PFI」とは、

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業を実施するための一手法。

\*\*\*\*\*

## II. 規制の強化

対策の実効性を上げていくため、収容能力の向上と併せて、関係法令等に基づく放置等禁止区域の指定などを着実に進める。

### ● 放置等禁止区域の指定等

#### ・ 各水域等管理法令に基づく放置等禁止区域、対象物の指定

各水域等管理法令又は新たに定める条例の規定に基づき、「みだりに船舶その他の物件を捨てまたは放置することを禁止する区域（＝放置等禁止区域）」ならびに対象物を指定し、公示する。

これにより、放置等禁止区域内の放置艇については、監督処分として船舶の撤去を命じ、代執行による撤去等を行うことができるようになり、法的な規制が強化されることになる。ただし、河川区域においては、船舶の放置等禁止の指定の有無にかかわらず、監督処分や代執行の実施を行うことができる。なお、違反行為に対しては、法令等で定める懲罰が科せられる。

#### ・「係留保管重点禁止区域」の新たな位置づけを検討

放置等禁止区域の指定を進める中で、「プレジャーボート対策要綱」に基づき平成3年に指定している現在の「係留保管重点禁止区域」について、優先的に対策を実施する区域とするなど、新たな位置づけを検討する。

また、各水域等管理者で進めている施策で、同様の禁止区域を定めているものがあれば、その範囲について再検討を行う。

### III. 届出の徹底と義務化

係留等されている船舶の所有者をすぐに特定できないことから生じる様々な問題に水域等の管理者が効率的に対処するため、当面は、収容能力の向上と併せて、既存の関係法令に基づく各種登録制度の周知や許可のタイミングを活用した所有者情報のリスト化などを着実に進める。

収容能力の向上に一定の目途が立った段階で、県内の船舶所有者に対し、所有する船舶の適正な保管場所確保を義務付ける本県独自の制度創設を検討するとともに、国に対し、全国一律の法制度を要望していく。

#### ● 各種登録制度による届出の徹底等

##### ・各種登録制度の周知や所有者等のリスト化

関係する行政機関が連携し、小型船舶登録制度や漁船等登録制度の届出や変更について周知して、所有者に徹底させるとともに、水域等の管理を効率的に行うため、船舶所有者等をリスト化し、整理された情報の共有・一元化を進めていく。

具体的には、各水域等管理者が、係留許可、占用許可を行う際に収集した情報を整理するとともに、放置艇に貼付してある船舶番号等から所有者の名簿を作成し、水域等管理者や海上保安部、警察との間で互いにその情報を利用できるように定期的に情報共有などを行う。

##### ・漁協が保有する情報の収集

漁港区域等に係留しているプレジャーボートについては、漁協が状況の把握、管理等を行い、秩序が保たれている場合には、水域等管理者から漁協へ係留対象船舶を示す書類、名簿等の提出を依頼し、所有者の把握に努める。

#### ● 適正な保管場所確保の義務化

##### ・新たな届出制度創設の検討

収容能力の向上が図られた段階においては、船舶所有者に対し適正な保管場所の確保を義務付ける法制度の創設が、問題の抜本的な解決を図るために有効であると考えられる。

また、平成14年度から施行されている小型船舶登録制度であるが、制度創

設以前に購入され、施行日以降に航行していない船舶は、検査を受ける必要がなく、1度も登録されていないことから、所有者を特定することが困難であり、容易に不法投棄につながることが懸念される。

このため、未登録船の登録義務化についての検討が必要であり、収容能力の向上に一定の目途が立った段階で、船舶所有者に対し、詳細な係留保管場所の県への届出を義務化する制度の創設を検討する。

#### ・国に対する制度要望の実施

一方、国が「小型船舶の登録等に関する法律」を改正して、船舶登録の一部として、詳細な保管場所の登録を義務付ける制度とすることや、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当する法制度を新設することなどが考えられる。

そのため、国に対し、自動車所有における車庫証明のような全国一律の法制度を要望していく。

## IV. 廃船処理の促進

廃船の撤去処分に要する一連の費用が高額であることが所有者による廃船処理が進まない大きな要因となっている。そのため、必要経費を低減できる仕組みを構築するとともに、所有者が自らの責任で、適正な廃船処理を行うよう指導啓発を進める。

### ● 効率的な処理体制の確立

#### ・ 必要経費を低減できる仕組の構築

散在する処理需要をエリアで集約することにより、廃船処理の効率化を図り、必要経費を低減できる仕組みの構築を目指す。

#### ・ 効果的な廃船処理の促進

自動車リサイクル制度のように船舶の購入時にリサイクル料金を負担する仕組みの検討や国への制度要望を行うとともに、関係団体や任意団体が主導した効果的な廃船処理を促進する。

#### ・ 所有者の特定と行政代執行の実施

廃船については、所有者による処分を促進するため、所有者を特定し、廃船について指導するとともに、**行政代執行**<sup>※10</sup>の手続きを計画的に進める。また、放置等禁止区域の指定に伴い、移動や撤去（簡易代執行等の実施）、放置船舶及び沈船の廃物認定の手続等を条例等で規定していく。

#### ・ 所有者不明船への簡易代執行の実施

所有者が不明である船舶については、**簡易代執行**<sup>※11</sup>制度を活用し、計画的に撤去を推進する。

【語句の定義・解説】\*\*\*\*\*

※10 「行政代執行」とは、

水域等の管理者が、特定した所有者に対し、監督処分による放置艇の撤去又は移動を命じ、所有者がこれを履行しない場合には、行政代執行法に基づく代執行を行うことを戒告し、指定期限までに履行しない場合は、代執行の時期、及び代執行に要する概算費用等に関する通知を行った上で、撤去する一連の手続きをいう。

※11 「簡易代執行」とは、

水域等の管理者が、各水域等管理法令の規定に基づき、所有者不明の船舶などを撤去することをいう。各水域等管理法令には、不法占用物件の設置者等に対して撤去命令等の必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときに簡易な手続により代執行を行うことができる事が規定されている。

\*\*\*\*\*

## V. 関係者間の連携強化

港湾・漁港・河川といった水域や海岸ごとに管理法令や管理主体、管理担当部署が異なることなどから、取組の推進にあたって、関係者間で十分な連携・調整を図る。また、地元の町内会や漁協、関係団体、船舶所有者などとも協力していく。

### ● 方針決定や対策実施における連携協力

#### ・関係機関相互の継続的な連携・調整を仕組化

水域管理者等の関係機関が放置艇対策の方針決定や対策実施において連携・調整を図っていくため、既存の「岡山県プレジャーボート対策推進会議」を継続的に運営していく。

また、各水域等管理者は、反社会的勢力からの不当要求等に備えて、警察と緊密に連携しながら対策を進める。

#### ・対策や計画の整理と積極的な情報共有

水域管理者等の関係者は、基本方針に基づく対策や計画をそれぞれ整理するとともに、関係者間での連携を強化するため、積極的に情報共有を行う。

#### ・総合的な監視体制の構築

適正な水域利用の実現には、関係者が協力し、現場水域を日常的に数多くの目で継続して見守っていくことが有効であると考えられる。また、異常等があった場合には、速やかに関係者間で情報が共有されるとともに、原因の所有者等に対して効果的な働きかけが実施されることが重要である。

そのため、異常等があった場合の対処方針を検討するとともに、地元の町内会や漁協、関係団体などとも連携・協力して、効率的な対応が可能となるよう総合的な監視体制の構築を目指す。

## VI. 効果的な啓発と広報

各種法令や適正な保管場所の確保及び処分等に関する所有者の理解が十分でないことから、その意識を向上させるため、効果的な啓発や広報を継続して行う。

### ● 好機を捉えた実施と協力体制の構築

#### ・適正保管、処分などの所有者責任の明確化

係留許可申請時や船舶の譲渡に伴う手続き時等に『廃船処理の手引き』を渡すなどして、「自らの責任で適正な保管場所を確保し適切に管理すること、ならびに、不要となった場合に適正に処分することは、所有者の責務であること」について、プレジャーボート所有者に対し、継続して啓発を行っていくとともに、プレジャーボート向けの保険加入を促進していく。

#### ・関係事業者等との協力体制の構築

船舶免許の取得・更新時、プレジャーボート販売時などの機会を捉えて、船舶所有者に水域等管理者の取組などについて効果的に広報・周知するため、関係する行政機関や事業者等に協力要請する。

#### ・啓発、広報活動の実施

新聞及び広報誌への掲載、河川及び海上巡視時や水面清掃船を活用した広報・アナウンスを実施するとともに、プレジャーボート販売業界への周知など広く啓発を図る。

## VII. 予算と体制の充実

社会経済情勢の変化などにより、各水域等管理者が対策を実施する予算の縮減や組織の人員が減少していることから、方針を推進するために必要な予算の要求や各種手続きの効率化を計画的に進めていく必要がある。

### ● 必要予算の要求等

#### ・必要予算の計画的な要求等の実施

水域管理者等の関係者は、基本方針に基づく対策や計画をそれぞれ整理するとともに、必要予算の計画的な要求を継続して実施する。

#### ・条件に応じた適切な施設使用料等の検討

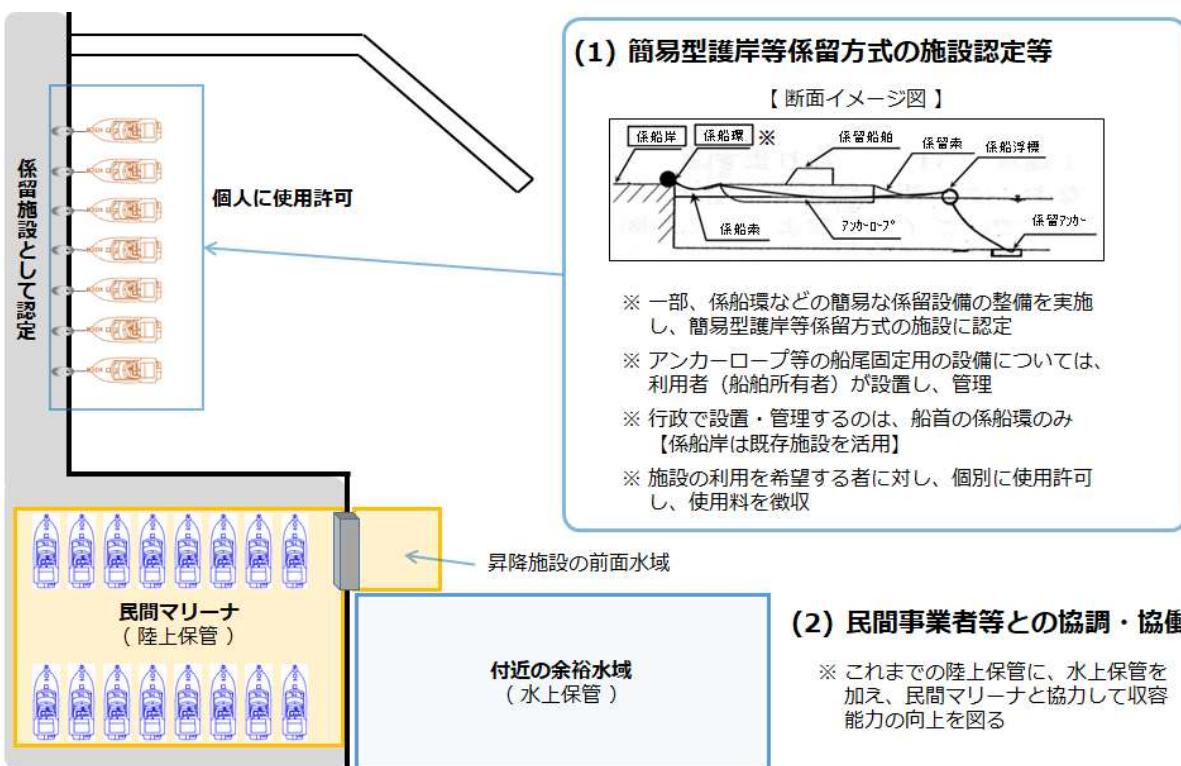
既存の小型船舶係留施設と、新たな水域等占用許可による係留の場合との間で、所有者の費用負担面での均衡を図るために、民間マリーナの経営にも配慮しながら、利便性や荒天時の静穏性等、係留条件を踏まえた適切な施設使用料や占用料等を検討する。

### ● 各種手続き等の電子化、効率化

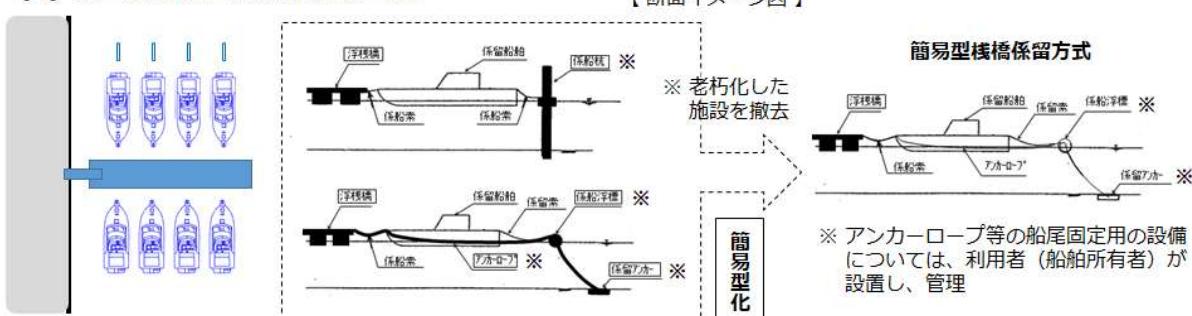
#### ・申請事務の電子化、使用料電子収納の導入

水域の適正な管理には、船舶の所有者による各種の申請等が重要である。この手続きが煩雑になると申請等が滞る恐れがあるため、できるだけ申請者側の負担を軽減し、必要な申請等の手続きを適時適正に実施してもらうため、各種申請事務の電子化、使用料電子収納の導入などによる事務手続きの効率化を図り、併せて水域等管理者側の事務負担の軽減を図る。

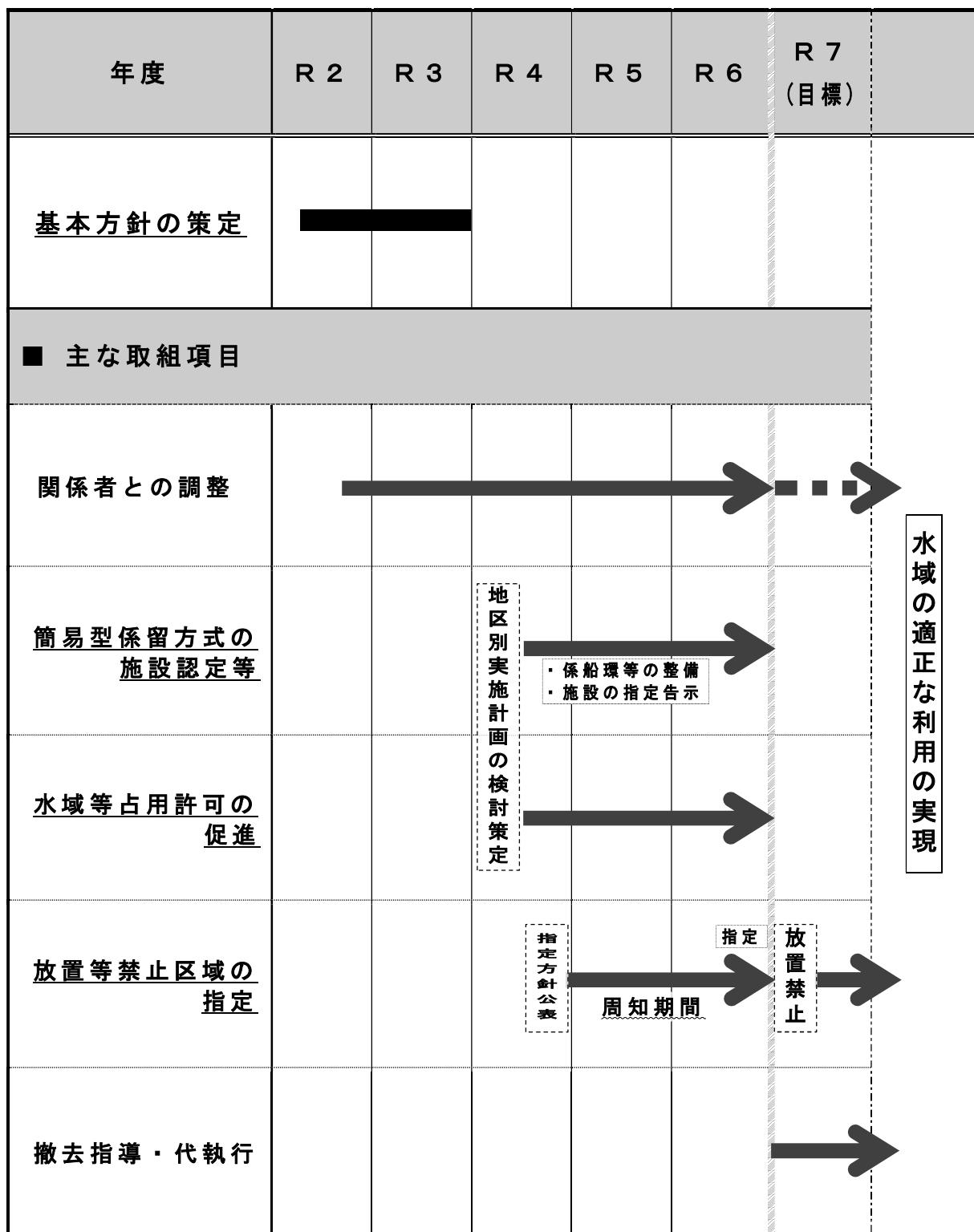
## 【イメージ図（収容能力の向上策等）】



### (3) 小型船舶係留施設の簡易型化



## 7 放置艇解消に向けた取組スケジュール（案）



※ 現時点におけるスケジュールであり、関係者との調整などで変更になる場合がある。